

福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十二月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六十七号

福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 法第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定による報告は、当該報告を行う者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下単に「電子情報処理組織」という。)を使用して行うものとする。

2 前項の規定により行われた報告は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常、保守点検その他やむを得ない事由がある場合には、法第二十六条第一項の規定による報告にあつては様式第一号、同条第二項の規定による報告にあつては様式第二号、法第三十条第一項の規定による報告にあつては様式第三号、同条第二項の規定による報告にあつては様式第四号(漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては様式第五号)による書面を提出することにより、それぞれ行うことができる。

4 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。

(代理人による報告)

第三条 法第二十六条第一項若しくは第二項又は法第三十条第一項若しくは第二項の規定による報告をしようとする者が、代理人によって当該報告をする場合には、あらかじめ様式第四号によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(福岡県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止)
- 2 福岡県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成三十年福岡県規則第四十三号)は、廃止する。
(福岡県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の福岡県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。)附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の規定がなおその効力を有することとされる間、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による様式は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。